

衛生センター包括的業務委託 要求水準書

令和 7 年 9 月
栃木市

目 次

第1章 総則

第1節 業務概要

1 業務概要.....	1
2 業務名.....	1
3 業務場所.....	1
4 契約期間.....	1
5 施設概要.....	2
6 業務委託範囲.....	9

第2節 一般事項

1 要求水準書.....	10
2 法令等の遵守.....	10
3 関係官庁への報告.....	10
4 市の検査等.....	10
5 運営準備.....	11
6 用役条件.....	11

第3節 施設の性能

1 施設計画処理量.....	12
2 除渣し尿及び除渣浄化槽汚泥の性状.....	12
3 搬入日時及び各設備運転時間.....	12
4 公害防止基準等.....	13

第2章 運営管理業務

第1節 運営管理体制

1 業務実施体制.....	15
2 有資格者の配置.....	15
3 配置する業務従事者.....	15
4 連絡体制.....	15

第2節 運転管理業務

1 運転管理業務内容.....	16
2 運転管理計画.....	16
3 運転管理マニュアル.....	16
4 運転条件.....	16
5 受入業務.....	18
6 運転管理記録の作成.....	18
7 検査測定分析等.....	19

第3節 維持管理業務

1 維持管理業務内容.....	20
2 維持管理計画.....	20
3 維持管理マニュアル.....	21
4 巡回点検.....	21
5 保守点検及び整備補修業務.....	21
6 定期修繕.....	22
7 法定点検、法定検査.....	22
8 建物の保全管理.....	22
9 引渡し基準.....	22

第4節 物品調達業務

1 調達計画.....	22
2 物品及び用役の管理.....	22

第5節 その他業務

1 労働安全衛生管理、作業環境管理.....	23
2 情報管理.....	23
3 清掃.....	24
4 植栽管理.....	24
5 警備・防犯.....	24
6 見学者等対応支援.....	24
7 緊急時対応及び防災管理.....	24
8 住民対応.....	25
9 セルフモニタリング.....	25
10 提出書類.....	26

【別紙1】将来予測搬入量（令和8年度～令和12年度）.....	27
【別紙2】水質等分析業務（参考）.....	28
【別紙3】衛生センター長期維持補修計画.....	29
【別紙4】個別仕様書一覧表.....	35
【別紙5】提出書類リスト.....	36

第 1 章 総則

本要求水準書は、栃木市（以下「本市」という。）が発注する衛生センター包括的業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

第 1 節 業務概要

1 業務概要

本市が所管する栃木市衛生センター（以下「本施設」という。）に搬入されるし尿及び浄化槽汚泥を適切に処理し、効率的な運転管理により本施設の安定した性能を確保する。

本施設運営に際しては、経済性に考慮した運転管理や施設運営に関するノウハウを発揮することによりコストの削減を図り効果的な維持管理を行う。

また、安全性に配慮して本施設を安定的に運転することに加え、非常時においても迅速な対応が行えるよう計画する。

2 業務名

衛生センター包括的業務委託

3 業務場所

栃木市衛生センター（栃木市城内町 2 丁目 6 1 番 5 号）

4 契約期間

衛生センター包括的業務委託の契約期間は、次のとおりとする。なお、準備期間とは、事業者の運転員等が、既存運転事業者から本施設の運転等の引継ぎに要する期間である。

- (1) 契約期間：契約締結の日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- (2) 準備期間：令和 8 年 1 月 5 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (3) 履行期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

5 施設概要

本施設の概要は、表 1 ～ 4 のとおりである。

また、処理工程図、施設全体配置図を図 1 ～ 5 に示す。

表 1 衛生センターの概要

施設名称	栃木市衛生センター	
施設所管	栃木市	
所在地	〒328-0033 栃木市城内町2丁目61番5号	
計画処理能力	水処理棟	75kL/日(し尿：55kL/日、浄化槽汚泥：20kL/日)

表 2 受入・貯留棟の概要

受入・貯留 設備	計画処理 能力	75kL/日（し尿：55kL/日、浄化槽汚泥：20kL/日）	
	処理方式	前 処 理	破碎＋夾雑物除去（ドラムスクリーン）
		し渣処理	脱水（スクリュープレス）
		脱臭処理	薬液（酸＋アルカリ・次亜）洗浄
	脱水し渣 の処分	場外搬出	
構 造		鉄筋コンクリート造 2 階建て	
延べ床面積		1,508.10㎡	
竣工		当初施設：昭和59年度	
設計・施工		当初施設：株式会社三井三池製作所	

※ 受入・貯留棟には、下水道放流設備も設置されているが、現在使用しておらず、包括委託期間内における使用予定も現時点ではない。

表 3 水処理棟の概要

計画処理能力	75kL/日(し尿：55kL/日、浄化槽汚泥：20kL/日)		
処理方式	水 処 理	主 処 理：高負荷脱窒素処理方式 高度処理：砂ろ過＋活性炭吸着	
	汚泥処理	脱水後、場外搬出	
	脱臭処理	高濃度臭気：中濃度と混合処理 中濃度臭気：薬液(酸＋アルカリ・次亜)洗浄＋活性炭吸着 低濃度臭気：活性炭吸着	
プロセス用水	地下水		
放流先	一級河川巴波川		
汚泥の処分	場外搬出		
放流水質		排水基準値	施設計画値
	p H	5.8～8.6	5.8～8.6
	B O D (mg/L)	20	10
	S S (mg/L)	70	10
	C O D (mg/L)	－	30
	T－N (mg/L)	－	10
	T－P (mg/L)	－	1
	色度 (度)	－	30
	大腸菌群数 (個/cm³)	3,000	3,000
構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建て		
延べ床面積	2,138.80㎡		
竣工	平成 7 年度		
設計・施工	三井鉦山株式会社		

表 4 管理棟及び車庫・倉庫の概要

管理棟	構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建て
	延べ床面積	365.27 m ²
車庫・倉庫	構 造	鉄骨 A L C 造平屋建て
	延べ床面積	120.27 m ²

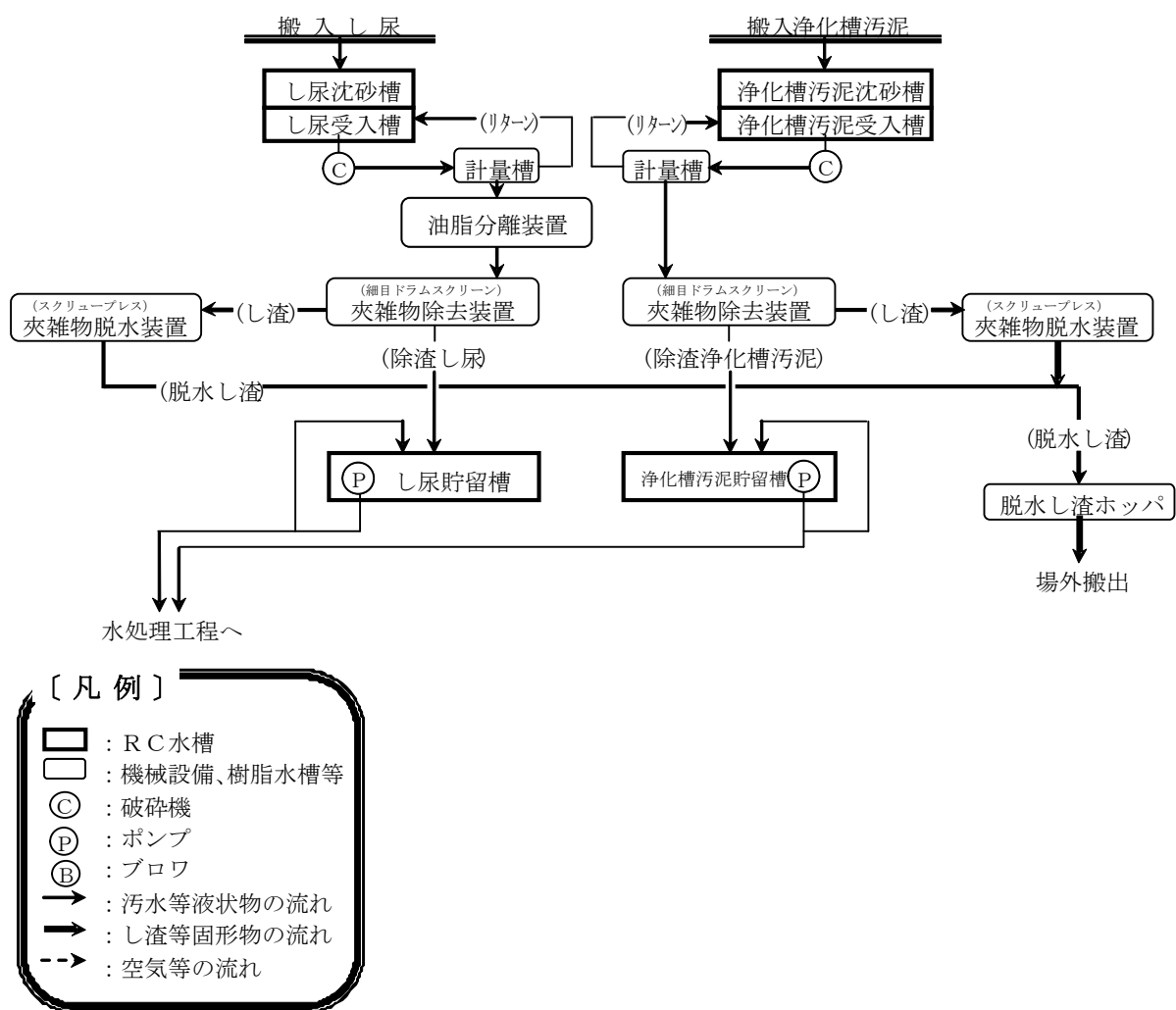


図 1 処理工程図（受入・貯留）

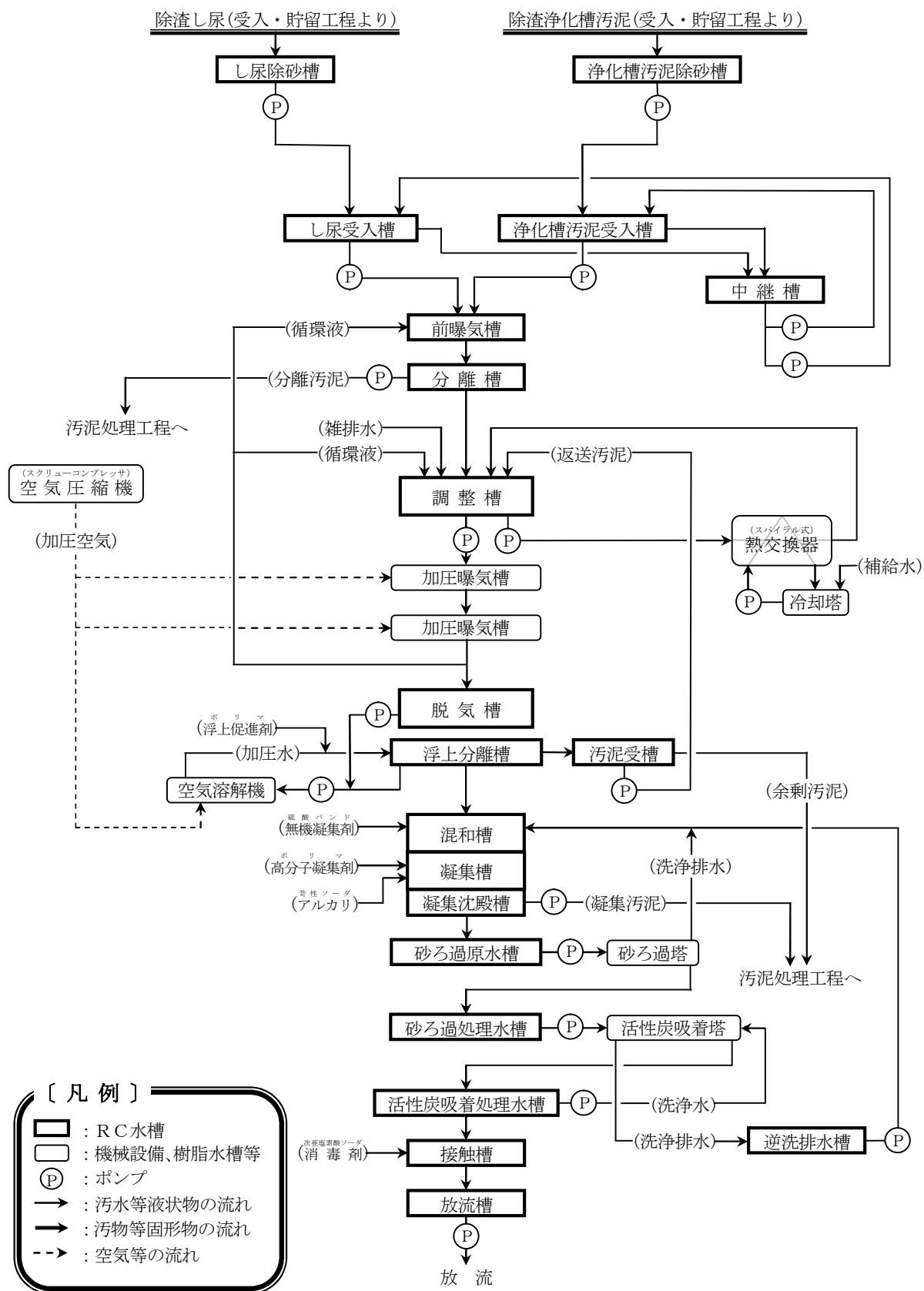


図 2 処理工程図（水処理）

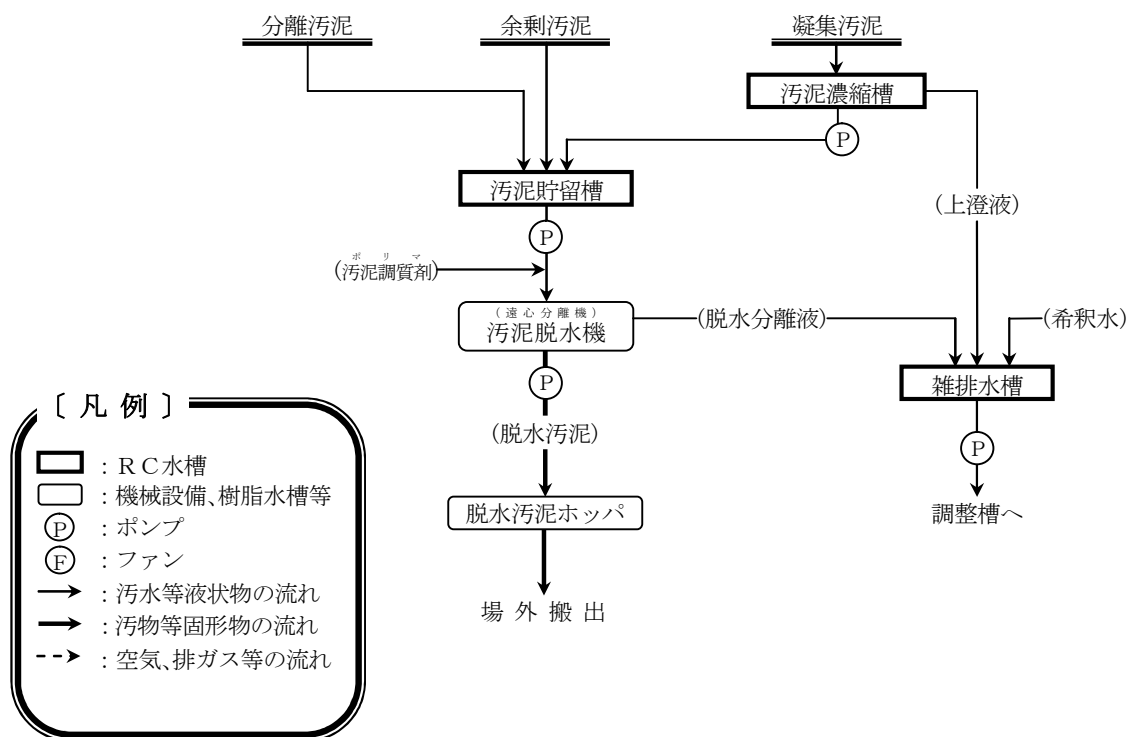


図 3 処理工程図（汚泥処理）

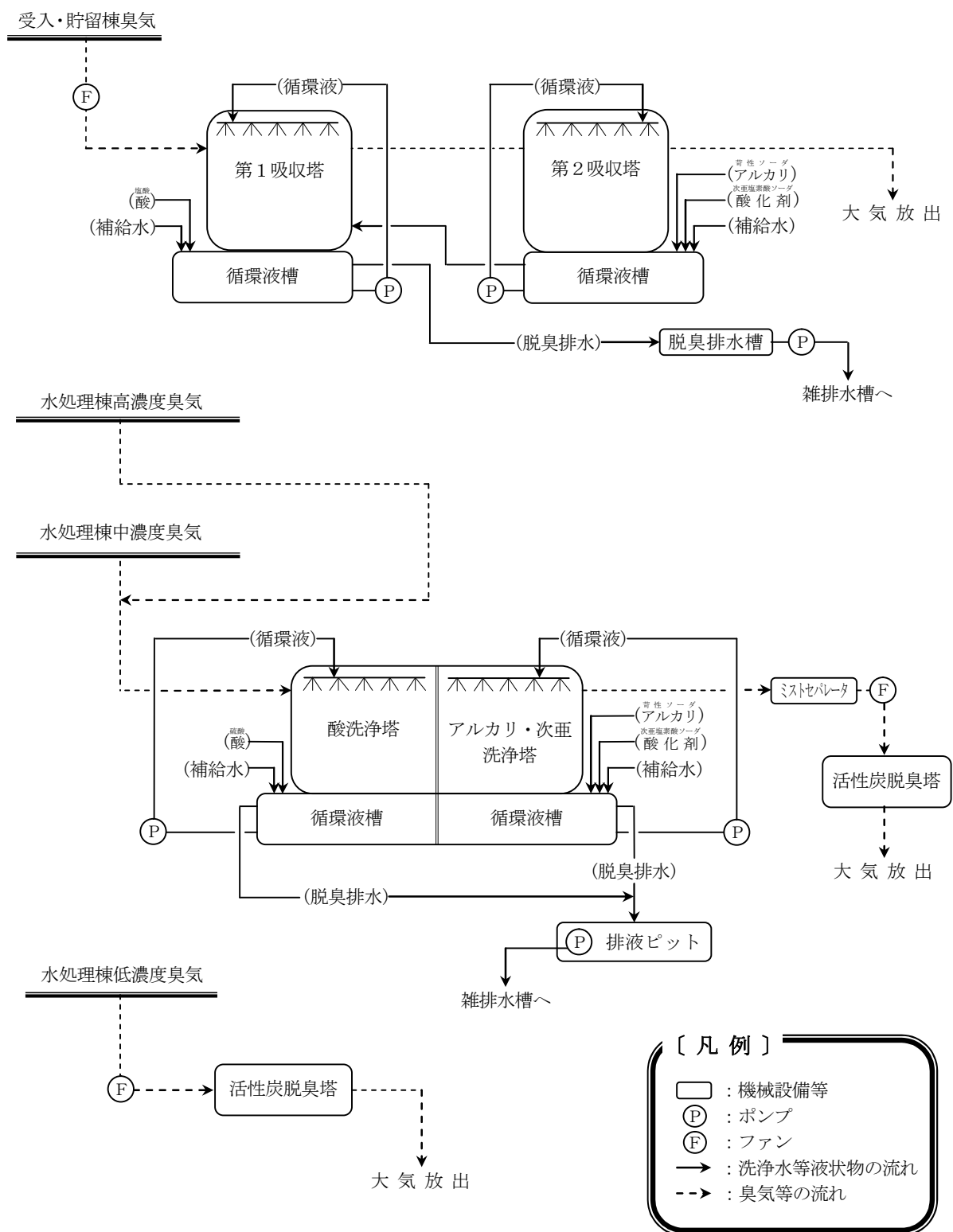


図4 処理工程図（脱臭）

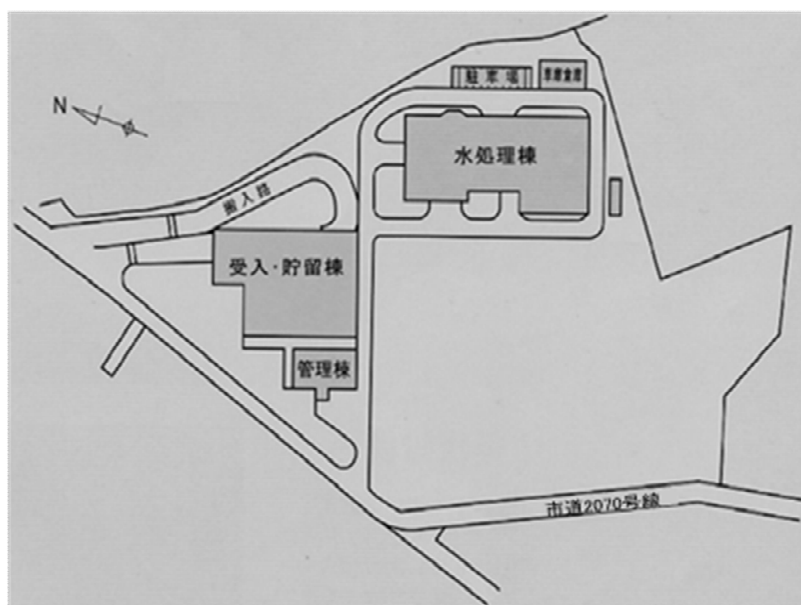


図5 施設全体配置図

6 業務委託範囲

本業務において事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 運転管理業務
 - ア 各処理工程設備機器の運転操作
 - イ 各処理工程の水質等管理
 - ウ 水質測定検査 等
- (2) 維持管理業務
 - ア 各処理工程設備機器の点検整備及び補修
 - イ 各種法定点検
 - ウ 建物の保全管理 等
- (3) 物品調達業務
 - ア 予備品、消耗品等の調達管理
 - イ 予備品、消耗品等の在庫管理 等
- (4) その他業務
 - ア 施設内植木等の保全管理
 - イ 見学者等対応支援
 - ウ 場内警備 等

- (5) 新たなし尿処理施設に係る整備計画に対する協力

本市では本施設の敷地内において、新たなし尿処理施設の整備を計画しており、衛生センター包括的業務委託の履行期間中に施設整備に着手する見込みであることから、衛生センター包括的業務委託を適正に履行しつつ、当該施設整備に係る工事及び関連業務に全面的に協力すること。

また、衛生センター包括的業務委託の履行期間の満了をもって本施設の稼働を停止する予定であるため、その旨を考慮した事業計画を作成すること。

なお、新施設整備の遅延等による施設稼働期間の延長が見込まれる場合は、令和11年10月末までにその延長期間を通達する。

※ 委託業務範囲外

- (1) 本施設の基幹的設備（主処理設備、汚泥処理設備、資源化設備、脱臭設備などし尿処理施設を構成する重要な設備や機器）の更新及び建物の改修等の大規模修繕
- (2) 残渣（し渣及び脱水汚泥）の処分

第２節 一般事項

１ 要求水準書

事業者は、本要求水準書に記載された事項について遵守すること。

本要求水準書は、本業務の基本的内容について定めるものであり、業務遂行に当たっては、運転管理、維持管理に必要な能力と経験を有し、十分な能力のある人員を配置すること。

また、本要求水準書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために必要と思われる業務については、事業者の責任において実施しなければならない。ただし、本市及び事業者とも事前に予知できないような事項（自然災害等）については協議によって対処すること。

２ 法令等の遵守

本業務を実施するに当たっては、次の法令等を遵守すること。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）
- (2) 悪臭防止法（昭和４６年法律第９１号）
- (3) 水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）
- (4) 電気事業法（昭和４９年法律第１７０号）
- (5) 消防法（昭和２３年法律第１８６号）
- (6) 労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）
- (7) 建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）
- (8) 建設業法（昭和２４年法律第１００号）
- (9) 労働基準法（昭和２２年法律第４９号）
- (10) 栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成１６年栃木県条例第４０号）
- (11) 本市の条例及び規則
- (12) その他関連する法令等

３ 関係官庁への報告

事業者は、管理運営に係る関係官庁等への申請、報告、提出等の必要がある場合は、本市の指示により必要な資料を作成し、提出すること。

４ 市の検査等

本市が設備の点検等を含む事業者の業務全般に対する立ち入り検査を行う時は、その検査に全面的に協力し、本市が要求する資料等を速やかに提出すること。なお、関係官庁の検査についても同様とする。

5 運営準備

- (1) 事業者は、本業務の準備期間開始までに、準備期間における本施設運営引継の計画書（以下「準備計画書」という。）を作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 事業者は、準備計画書に従って準備期間において、運転人員の確保、教育訓練等、運営開始のために必要な準備業務を必要に応じて本市の協力を得ながら行うとともに、経済性と効率性に配慮した施設の運転方法の引継ぎを実施すること。
- (3) 令和２年度から令和７年度までの期間において実施している衛生センター包括的業務委託事業に係る受注者と本業務に係る受注者が異なる場合における準備業務は連続１０日以上とし、引継者は技術管理者を含め、予定する業務従事者全員とすること。
- (4) 事業者は、履行期間開始までに、事業者が作成するよう求められている各業務のマニュアル又は計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- (5) 準備業務に係る費用は、全て事業者の負担とすること。

6 用役条件

- (1) 給排水
プロセス用水は、井水を使用し、生活用水は、水道水を使用する。
水処理棟処理水は、河川放流し、水処理棟で処理しきれないし尿は、下水道放流する。なお、水道料金及び下水道使用料は、事業者が負担する。
- (2) 電気
本施設の受電方式は、高圧６．６ｋＶ受電であり、基本料金及び使用料金は本市が負担する。
- (3) 電話
外線は、固定電話とし、事業者の名義で調達し、基本料金及び使用料金は事業者が負担する。
- (4) 薬品類
本施設運転管理に必要な薬品、油脂類を調達し、調達費用は事業者が負担する。

第3節 施設の性能

1 施設計画処理量

- (1) 処理対象物
し尿、浄化槽汚泥
- (2) 計画処理量
水処理棟 75 kL/日 内訳（し尿 55 kL/日、浄化槽汚泥 20 kL/日）
受入・貯留設備 75 kL/日

2 除渣し尿及び除渣浄化槽汚泥の性状

項目	除渣し尿	除渣浄化槽汚泥
BOD (mg/L)	11,000	6,400
COD (mg/L)	6,500	4,600
浮遊物質 (mg/L)	14,000	7,700
蒸発残留物 (mg/L)	—	—
全窒素 (mg/L)	4,200	1,200
全リン (mg/L)	480	180
塩素イオン (mg/L)	—	—

（施設設計計算値より）

3 搬入日時及び各設備運転時間

- (1) 搬入日時
月曜日～土曜日（祝日、12月31日、1月2日及び1月3日を除く。）
- (2) 搬入時間
午前8時30分～午後4時30分（ただし、土曜日にあつては、午後0時までとする。）
- (3) 各設備運転時間
- | | | | |
|---------|---|-------|--------|
| 受入・貯留設備 | ： | 5日/週、 | 6時間/日 |
| 主処理設備 | ： | 7日/週、 | 24時間/日 |
| 高度処理設備 | ： | 7日/週、 | 24時間/日 |
| 消毒放流 | ： | 7日/週、 | 24時間/日 |
| 汚泥処理設備 | ： | 7日/週、 | 6時間/日 |
| 脱臭設備 | ： | 7日/週、 | 24時間/日 |

4 公害防止基準等

本施設に係る公害防止条件として、関係法令を遵守するとともに、次の基準を満足すること。

(1) 放流水の水質等

ア 放流量は、157.6 m³/日（希釈倍率2.1倍）以下とする。

イ 放流水の水質は、次のとおりとする。

(ア)	p H	: 5.8～8.6
(イ)	B O D	: 10 mg/L 以下
(ウ)	S S	: 10 mg/L 以下
(エ)	C O D	: 30 mg/L 以下
(オ)	T－N	: 10 mg/L 以下
(カ)	T－P	: 1 mg/L 以下
(キ)	色度	: 30 度以下
(ク)	大腸菌数	: 800 CFU/mL 以下

(2) 脱水汚泥等の性状

ア 脱水汚泥含水率：85 %以下

イ し渣含水率：60 %以下

(3) 騒音

敷地境界線における基準

朝（6時～8時）：50 デシベル以下

昼間（8時～18時）：50 デシベル以下

夕（18時～22時）：50 デシベル以下

夜間（22時～6時）：50 デシベル以下

(4) 振動

敷地境界線における基準

昼間（8時～20時）：60 デシベル以下

夜間（20時～8時）：60 デシベル以下

(6) 悪臭

敷地境界線における基準

ア	臭気強度	:	2. 5	以下
イ	アンモニア	:	1	ppm 以下
ウ	メチルメルカプタン	:	0. 0 0 2	ppm 以下
エ	硫化水素	:	0. 0 2	ppm 以下
オ	硫化メチル	:	0. 0 1	ppm 以下
カ	二硫化メチル	:	0. 0 0 9	ppm 以下
キ	トリメチルアミン	:	0. 0 0 5	ppm 以下
ク	アセトアルデヒド	:	0. 0 5	ppm 以下
ケ	プロピオンアルデヒド	:	0. 0 5	ppm 以下
コ	ノルマルブチルアルデヒド	:	0. 0 0 9	ppm 以下
サ	イソブチルアルデヒド	:	0. 0 2	ppm 以下
シ	ノルマルバレルアルデヒド	:	0. 0 0 9	ppm 以下
ス	イソバレルアルデヒド	:	0. 0 0 3	ppm 以下
セ	イソブタノール	:	0. 9	ppm 以下
ソ	酢酸エチル	:	3	ppm 以下
タ	メチルイソブチルケトン	:	1	ppm 以下
チ	トルエン	:	1 0	ppm 以下
ツ	スチレン	:	0. 4	ppm 以下
テ	キシレン	:	1	ppm 以下
ト	プロピオン酸	:	0. 0 3	ppm 以下
ナ	ノルマル酪酸	:	0. 0 0 1	ppm 以下
ニ	ノルマル吉草酸	:	0. 0 0 0 9	ppm 以下
ヌ	イソ吉草酸	:	0. 0 0 1	ppm 以下

第2章 運営管理業務

第1節 運営管理体制

1 業務実施体制

本業務の実施に当たり、運転管理業務、維持管理業務、物品調達業務及びその他業務の各業務に適切な業務実施体制を整備し、本業務開始前に業務実施体制表等を作成・提出して、本市に報告すること。なお、整備した体制を変更した場合は速やかに本市に報告すること。

2 有資格者の配置

本業務を適切に行うため、必要な有資格者を配置し、配置後は、本市に報告すること。なお、変更があった場合も同様とする。

本施設の運営管理に必要な有資格者は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物処理施設技術管理者（し尿・汚泥再生）
- (2) 電気主任技術者（外部委託可）
- (3) 特定化学物質等作業主任者または特定化学物質作業主任者
- (4) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (5) 電気設備の維持管理に関する有資格者（高圧電気取扱特別教育修了者以上の技術者）
- (6) クレーン操作（5 t未満）
- (7) 玉掛技能講習終了者
- (8) その他本施設運営管理に必要な資格者

3 配置する業務従事者

- (1) 受注者は、業務遂行に必要な技術的資質を持った専任の業務事業者を配置し、その中から技術管理者（総括管理責任者）を選任する。
- (2) 技術管理者は、廃棄物処理施設技術管理者（し尿・汚泥再生）の資格を有し、かつし尿・汚泥再生処理施設の技術管理者または副責任者の経験を3年以上有すること。
- (3) 業務従事者のうち、分析担当者は分析業務の経験を3年以上有すること。また業務従事者の過半数は、し尿・汚泥再生処理施設の運転管理業務の経験を1年以上有すること。

4 連絡体制

平常及び緊急時の本市等への連絡体制を整備し、本業務開始前に本市の承諾を得ること。なお、連絡体制を変更した場合は速やかに本市に報告すること。

第2節 運転管理業務

1 運転管理業務内容

事業者は、業務の遂行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って運転管理に当たらなければならない。

また、事業者は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、故障、事故等においても迅速かつ適切に処置しなければならない。

運転管理業務の主な内容は、次のとおりとする。

- (1) し尿及び浄化槽汚泥の搬入受け入れ業務
- (2) 受入・貯留設備の各種機器の運転操作、巡視点検、調整及び消耗品交換等
- (3) 主処理設備の各種機器の運転操作、巡視点検、調整及び消耗品交換等
- (4) 高度処理設備の各種機器の運転操作、巡視点検、調整及び消耗品交換等
- (5) 汚泥処理設備の各種機器の運転操作、巡視点検、調整及び消耗品交換等
- (6) 脱臭設備の各種機器の運転操作、巡視点検、調整及び消耗品交換等
- (7) 上記以外の設備の各種機器の運転操作、巡視点検、調整及び消耗品交換等
- (8) 残渣を搬出車に積載する業務

2 運転管理計画

- (1) 施設概要、施設能力、将来予測搬入量（別紙1）に基づき、本業務開始前に運転管理計画を作成し、本市の承認を得ること。
- (2) 作成した運転管理計画に基づき業務を実施し、実施に際し変更が生じた場合は、本市と協議の上計画を変更し承諾を得ること。

3 運転管理マニュアル

- (1) 本施設の運転操作、管理に関して、操作手順及び方法等について取り扱い説明書に基づいて、本業務開始前に運転管理マニュアルを作成し、本市に提出し承諾を得ること。
- (2) 運転管理マニュアルに基づいて運転管理を実施すること。
- (3) 作成した運転管理マニュアルについて、本施設の運転にあわせて改善又は変更する場合は、速やかに本市に報告し承諾を得ること。

4 運転条件

- (1) 適正処理

搬入されたし尿等について、関係法令、関係条例等を遵守し適切に処理を行うこと。

- (2) 運転条件

次に示す運転条件に基づき、本施設を運転管理すること。

ア 搬入量

本施設に搬入されるし尿等を適切に処理すること。なお、衛生センタ

一包括的業務委託の履行期間中のし尿等の予測搬入量は、将来予測搬入量（別紙１）のとおりである。

イ 水処理棟計画処理量

「第１章 総則 第３節 施設の性能」に示す計画処理量の処理を可能とし、し尿等を適切に処理すること。

ウ 運転時間

本施設の運転時間は、「第１章 第３節 施設の性能 ３ 搬入時間及び各設備運転時間」に示す時間を原則とする。

エ 公害防止基準等

「第１章 総則 第３節 施設の性能 ４ 公害防止基準等」に示すとおりとする。

オ 用役条件

「第１章 総則 第２節 一般事項 ６ 用役条件」に示すとおりとする。

カ 搬出物の処理

(ア) し渣

し渣は、含水率６０％以下に脱水後、搬出車両に積載する。なお、し渣の運搬及び処分は本市が外部委託する。

(イ) 脱水汚泥

脱水汚泥は、含水率８５％以下に脱水後、搬出車両に積載する。なお、脱水汚泥の運搬及び処分は本市が外部委託する。

5 受入業務

(1) 受入管理

搬入されるし尿等をトラックスケールにて計量し、搬入車両の搬入状況を管理記録すること。記録は日時、種類、業者別等とする。なお、搬入量をkLで集計するときは、搬入し尿等の比重を1として、トラックスケール計量値を換算することとする。

(2) 受入日時

搬入車の受入日時は、次のとおりとする。なお、受入時間外においても、本市が必要とした場合は、事前に協議の上、受入業務を行うこと。

ア 受入日

月曜日～土曜日（祝日、12月31日、1月2日及び1月3日を除く。）

イ 受入時間

午前8時30分～午後4時30分（ただし、土曜日にあつては、午後0時までとする。）

6 運転管理記録の作成

各処理工程の流量、水質、各設備機器の運転データ、電気、用水等の用役データを記録するとともに、分析値、補修・整備等の内容を含んだ運転日報、月報、年報等を作成し、本市に提出すること。

7 検査測定分析等

処理機能の確認、法規制への対応、周辺環境の保全等を図るため、定期的に検査、測定及び分析を実施し記録管理すること。検査、測定及び分析の対象、項目、方法及び頻度等は運転管理マニュアル等にし、本市の承諾を得ること。また、記録、資料等を本市が要求する場合には速やかに提示、報告すること。

(1) 必須項目の分析・測定

ア 放流水の水質検査（法定検査）

検査項目：9項目（pH、SS、BOD、COD、全窒素、全リン、塩化物イオン、色度、大腸菌数）

検査方法：塩化物イオンは「JIS K 0102-35」、その他の項目は「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）」による。

検査頻度：月1回以上

検査機関：指定なし

イ 脱水汚泥成分分析（脱水汚泥委託処分先と本市の協定による分析）

分析項目：8項目（ヒ素、カドミウム、水銀、ニッケル、クロム、鉛、銅、亜鉛）

分析方法：「肥料分析法（農林水産省農業環境技術研究所法）」による。

分析頻度：年2回

分析機関：第三者機関（計量証明事業者であること。）

ウ 脱水汚泥溶出試験（脱水汚泥委託処分先と本市の協定による試験）

試験項目：25項目「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）の別表第一の第一欄に掲げる項目」

試験方法：「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年2月17日環境庁告示13号）」による。

試験頻度：年1回

試験機関：第三者機関（計量証明事業者であること。）

(2) 任意項目の分析・測定

ア 処理工程の水質等の分析

分析項目：水質等分析業務（別紙2）を参考に、運転管理の必要に応じて適宜設定する。

分析方法：指定なし

分析頻度：指定なし

イ 脱臭装置の臭気成分測定

脱臭装置の処理機能確認のため、装置出入口で硫化水素及びアンモニ

アの検知管法による簡易測定を適宜行う。

測定項目：硫化水素、アンモニア

測定方法：検知管法

測定頻度：指定なし

第3節 維持管理業務

1 維持管理業務内容

本施設の建物、設備、機器等を適切に管理し、衛生センター包括的業務委託の履行期間にわたり維持すること。なお、維持管理業務の主な内容は、次のとおりとする。

- (1) 受入・貯留設備の各種設備機器の定期点検及び保守
- (2) 下水道放流設備の各種設備機器の定期点検及び保守
- (3) 主処理設備の各種設備機器の定期点検及び保守
- (4) 高度処理設備の各種設備機器の定期点検及び保守
- (5) 汚泥処理設備の各種設備機器の定期点検及び保守
- (6) 脱臭設備の各種設備機器の定期点検及び保守
- (7) 上記以外の各種設備機器の定期点検及び保守
- (8) 各槽の定期清掃

なお、清掃回数は下記回数を最低回数とする。

沈砂槽 3回/年、貯留槽 1回/年、その他の水槽については適宜

- (9) し尿・浄化槽汚泥搬入車両の搬入出路の定期点検及び保守
- (10) (電気工作物、消防用設備、トラックスケール、受入室オーバースライダーの定期点検及び保守
- (11) 施設建築設備の小修繕及び塗装
- (12) 冷暖房設備の点検整備
- (13) 上記結果の記録及び報告書作成
- (14) その他必要な保守点検業務

2 維持管理計画

本施設の性能維持、点検、補修等を考慮し、保守点検計画及び定期修繕計画を含む維持管理計画を作成し、本市の承諾を得ること。

作成した維持管理計画に基づき業務を実施し、変更の必要が生じた場合は、本市と協議の上、計画を変更し承諾を得ること。

定期修繕計画の作成に当たっては、本市が作成した衛生センター長期維持補修計画Ⅰ（別紙3）を参考に適切な保全計画を作成すること。

ただし、衛生センター長期維持補修計画Ⅱ（別紙4）については、記載した内容を満足する計画とすること。

作成した定期修繕計画に基づき業務を実施し、変更の必要が生じた場合は、

本市と協議の上、計画を変更し承諾を得ること。

なお、個別仕様書では 50kL/日施設や 75kL/日施設という表現があるが、50kL/日施設を受入・貯留棟、75kL/日施設を水処理棟と読み替えるものとする。

3 維持管理マニュアル

- (1) 本施設の設備装置、機器等が所定の性能を発揮し、処理機能が確保できるよう設備の維持管理に関して、本業務開始前に維持管理マニュアルを作成し、本市に提出し承諾を得ること。維持管理マニュアルは、運転管理マニュアルに含めても差し支えない。
- (2) 維持管理マニュアルに基づいて設備装置を維持管理すること。
- (3) 作成した維持管理マニュアルについて、改善又は変更する場合は、速やかに本市に報告し承諾を得ること。

4 巡回点検

- (1) 本施設の巡回点検は、処理状況及び設備の状況に応じて回数を定め、本施設の運転状況を確認するとともに、設備等の異常の早期発見に努めるとともに、異常を発見した際には本市に速やかに報告すること。
- (2) 巡回点検に当たり、機器の状態に注意し、異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示値等に注意すること。
- (3) 巡回点検結果を記録管理し、異常を発見した場合は、速やかに適切な措置を講じ記録すること。

5 保守点検及び整備補修業務

- (1) 本施設の設備装置及び機器等の性能及び機能を確保するため、保守点検計画に基づき保守点検及び整備補修を行うこと。
- (2) 保守点検に当たっては、関係法令その他関係図書を熟知し、その定めるところに従って実施すること。
- (3) 設備の構造、動作特性、性能、機器及び設備機器の重要性、目的等を熟知し、故障、事故時においても迅速かつ適切に処置すること。
- (4) 有資格者を必要とする点検については、有資格者を配置し実施すること。
- (5) 設備機器の状態、点検結果について、設備点検報告書を作成し記録すること。
- (6) 設備装置及び機器等に突発的に不具合が発生したときは、速やかに機能回復に当たること。
- (7) 整備補修を実施した結果を記録し、本市に報告すること。
- (8) 本施設の設備状況について、常に最新の情報が分かるように点検整備結果を記録し、機器管理台帳を整備すること。

6 定期修繕

- (1) 定期修繕計画に基づき、計画的に修繕を行うこと。
- (2) 修繕を実施する場合には、修繕時期を本市と協議し実施すること。
- (3) 修繕を実施する際、修繕工程の管理監督を行うとともに、状況写真を撮影し、修繕報告書を作成の上、本市に報告すること。

7 法定点検、法定検査

- (1) 計画の作成
本施設の維持管理に必要な各種法定点検、法定検査を記載した点検、検査計画書を作成し、本市に提出すること。
- (2) 法定点検、法定検査の実施
点検、検査計画に基づいて法定点検、法定検査を実施するほか、定期機能検査は、毎年1回実施する。また、令和9年度、令和11年度に精密機能検査を実施すること。なお、精密機能検査の実施に当たっては、あらかじめ本市と協議した内容で本市が承諾した第三者機関により実施すること。
- (3) 記録
点検、整備を実施した際は、結果報告書を作成し本市に提出すること。
また、点検・検査に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数及び本市との協議による年数保管すること。

8 建物の保全管理

事業者は、本施設の照明・採光設備、給排水衛生設備、空調設備等の管理・点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。

9 引渡し基準

事業者は、事業期間終了時点の施設状況把握のため、最終年度の1年前に第三者機関による精密機能検査を実施し、本施設の性能が確保されていることを確認すること。なお、性能が確保されていない場合には、本業務の履行期間で本施設の稼働が停止することを考慮し、事前に本市と協議した上で、必要に応じて、性能回復整備工事を実施すること。

第4節 物品調達業務

1 調達計画

本施設の運転管理計画に基づき、本業務開始前に経済性を考慮した物品、消耗品、薬品等の物品、用役の調達計画を作成し、本市に提出すること。

2 物品及び用役の管理

- (1) 適切な品質及び規格の物品を調達し、設備機器運転等に影響が出ないようにつること。

- (2) 調達計画に基づき調達した物品、消耗品、薬品類は、常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。
- (3) 常に物品の在庫を把握し、在庫不足による設備機器の運転等に影響が出ないようにすること。
- (4) 納入品及びその量等を記録し、物品、用役の管理報告書を作成すること。

第5節 その他業務

1 労働安全衛生管理、作業環境管理

本業務に当たっては、「労働安全衛生法」等の関係法令による規定を遵守し、本施設の運転や点検清掃等の維持管理作業が安全かつ衛生的に行えるよう安全・衛生対策に十分配慮すること。

(1) 労働安全衛生管理体制の整備

労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者の安全と健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等を整備すること。

- (2) 整備した安全衛生管理体制について、本業務開始前に本市に提出、報告し、変更が生じた場合は速やかに本市に提出、報告すること。
- (3) 作業に必要な保護具、測定器具等を整備し、必要に応じて従事者に使用させること。なお、保護具、測定器具等の整備に必要な費用は、事業者の負担とする。

また、保護具、測定器具等は、定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。

- (4) 日常点検、定期点検整備等により労働安全衛生上、施設改善の必要がある場合は、本市と協議の上、実施すること。
- (5) 労働安全衛生法等関係法令等に基づき、従事者に対して健康診断を実施し、従事者の健康把握に努めること。
- (6) 従事者に対して定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (7) 安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。なお、訓練の開催については事前に本市に連絡し、訓練実施後は報告書を提出すること。
- (8) 本施設内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

2 情報管理

本施設の運営管理に関する帳票類、データ、記録、報告書等を管理・保存し、適切に情報を管理すること。なお、詳細な内容については本市と協議の上、決定することとし、各種記録データは、法令等で定める年数及び本市との協議による年数保管すること。

(1) 運転管理記録

搬入量、搬出量、薬品等搬入量、運転データ、用役データ、分析データ、

運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、本市に提出し承諾を得ること。

(2) 維持管理記録

事業者は、各種維持管理に関する記録を記載した報告書を作成し、本市に提出して承諾を得ること。

(3) マニュアル・図面等の管理

本施設の運営に関する各種マニュアル、図面等を適切に管理すること。
なお、補修整備及び改善等により、本施設に変更が生じた場合は、各種マニュアル、図面等を速やかに変更し本市へ報告すること。

3 清掃

本施設の清掃計画を作成し、施設内を清掃し清潔に保つこと。

4 植栽管理

本施設に係る景観を損なわないよう植栽等の維持管理（剪定、刈込、除草、害虫駆除等）を定期的に行うこと。

対象範囲は、本施設敷地内の植栽とし、植栽管理に関する要領書を作成し、本市の承諾を得ること。

5 警備・防犯

場内の施設警備・防犯体制を整備し、本市に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に報告すること。警備・防犯等に要する費用は事業者の負担とする。

6 見学者等対応支援

本市の協力要請に応じ、見学者等に対し、本施設の処理システムの概要等の説明等を行い、本施設についての理解を得るよう努めること。なお、見学者等の受付は、本市にて行う。

7 緊急時対応及び防災管理

- (1) 消防法等関係法令に基づき、本施設の防災上必要な管理者、組織等の防災管理体制を整備し、本業務開始前に防災管理体制表を本市に提出し、承諾を得ること。
- (2) 災害、機器の故障、停電、事故等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び本施設へ与える影響を最小限に抑え、二次災害の防止に努めること。
- (3) 緊急時における人身の安全確保、本市への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを本業務開始前に作成し、緊急時にはマニュアルに従った

適切な対応を行うこと。なお、作成した緊急対応マニュアルについては、必要に応じて随時改善すること。

- (4) 事故発生時における人身の安全確保、本市への報告等の手順を定めた事故対応マニュアルを「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針（環境省）」に基づき、本業務開始前に作成し、事故発生時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、作成した事故対応マニュアルについては、必要に応じて随時改善すること。
- (5) 台風・大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、警察、消防、本市等への連絡体制を整備すること。
- (6) 緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練を行うこと。
- (7) 事故が発生した場合は、直ちに事故の発生状況、事故等の運転記録等を本市に報告すること。なお、報告後は、対応策等を記した事故報告書を作成し、本市に提出すること。
- (8) 防災機器の点検を行うこと。

8 住民対応

- (1) 常に適切な運営管理を行うことにより、周辺住民の信頼と理解、協力を得るよう努めること。
- (2) 住民等から本市に対し本施設の管理運営に関して意見等があった場合は、本市が行う住民対応に協力すること。

9 セルフモニタリング

事業者は、運転維持管理業務において各種基準値等を満足するとともに、清掃、教育、地域への協力等が的確に実施されているかをセルフモニタリングし、結果を本市に報告すること。

事業者は、セルフモニタリング実施計画書を本業務開始前に作成の上、本市に提出し、本市の承諾を得ること。また、セルフモニタリングの実施及び結果の提出は毎月行うこと。なお、本市が本施設の電気使用量についてそれまでの実績値と比較して著しく増加したと判断したときは、事業者と協議を行い、事業者は必要に応じた措置を行うこと。

本市が必要と認めた場合は、事業者へセルフモニタリングの実施を指示できるものとする。また、本市が自らの費用でモニタリングを実施する場合、受託者は運転データ等の開示を含め、本市のモニタリングに協力すること。

さらに、事業者は、環境への負荷を軽減することを目的に、要監視基準を作成し、本市の承諾を得ること。この基準は「第1章 第3節 4 公害防止基準等」を遵守するための基準とする。

事業者は、自ら実施した環境計測又は本市の測定結果において、要監視基

準を逸脱した場合は、速やかに市に報告するとともに対処計画を作成し、本市の承諾を得た上で、対処すること。

10 提出書類

運転管理業務、維持管理業務、物品調達業務、その他本業務に関する本市への提出書類及び提出時期を別紙5に示す。

【別紙 1】

将来予測搬入量（令和 8 年度～令和 1 2 年度）

年 度		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
区 分						
収集し尿量（kL／日）		4. 4	4. 2	4	3. 8	3. 6
浄化槽汚泥量（kL／日）		45. 8	46	46. 1	46. 3	46. 4
農業集落排水施設汚泥量（kL／日）		8. 8	8. 9	7. 7	7. 7	6. 5
搬入量合計（kL／日）		59. 0	59. 1	57. 8	57. 8	56. 5
年間日数（日）		365	366	365	365	365
年間将来予測搬入量（kL）		21, 535. 0	21, 630. 6	21, 097. 0	21, 097. 0	20, 622. 5
年間将来予測搬入量の合計（kL）		105, 982. 1				
最大月変動係数		1. 15	1. 15	1. 15	1. 15	1. 15
最大月搬入量	し 尿	5	5	5	4	4
	浄化槽汚泥	63	63	62	62	61
	合 計	68	68	67	66	65

【別紙 2】

水質等分析業務（参考）

分析項目	搬入し尿	搬入浄化槽汚泥	除渣し尿	除渣浄化槽汚泥	前曝気槽液	調整槽液	加圧曝気槽液	脱窒素処理水	凝集沈殿処理水	砂ろ過処理水	活性炭処理水	放流水	プロセス用水	分離汚泥	余剰汚泥	凝集汚泥	脱水機供給汚泥	脱水分離液	脱水汚泥	脱水し渣
水温																				
水素イオン濃度 (pH)												●								
浮遊物質 (SS)			○	○								●		○	○	○	○	○		
生物学的酸素要求量 (BOD)			○	○								●								
化学的酸素要求量 (COD)			○	○					○			●								
アンモニア性窒素 (NH ₄ -N)								○												
亜硝酸性窒素 (NO ₂ -N)								○												
硝酸性窒素 (NO ₃ -N)								○												
全窒素 (T-N)			○	○								●								
全リン (T-P)			○	○								●								
塩化物イオン (Cl ⁻)			○	○								●								
色度									○		○	●								
水分																			○	○
大腸菌数												●								
ノルマルヘキサン抽出物質																				

注) ○：運転管理用分析項目（任意項目）。必要に応じて適宜実施

●：法定分析項目（必須項目）。月 1 回以上実施

【別紙3】

衛生センター長期維持補修計画 I

受入・貯留棟設備機器

機器・設備名称	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	備考
	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	
1 破砕機						最終年度は予備機の整備は不要
破砕機A	○	○	○	○	○	
破砕機B	○	○	○	○		
破砕機C	○	○	○	○	○	
2 前処理装置						
し尿系前処理装置			○			
浄化汚泥系前処理装置	○			○		
し渣コンベア	○					
前処理用コンプレッサー(停止)						
3 一軸ねじポンプ						
雑排水ポンプA						
雑排水ポンプB						
4 水中ポンプ						
し尿投入ポンプA	□					
し尿投入ポンプB						
浄化槽汚泥投入ポンプA	□					
浄化槽汚泥投入ポンプB						
給水ポンプA	□					
給水ポンプB						
給水ポンプのユニット						
場内排水ポンプA(破砕機室)						
場内排水ポンプB(加圧曝気槽)	□					
場内排水ポンプC(ポンプヤード)						
場内排水ポンプD(焼却設備)	□					
受入室排水槽排水ポンプ	□					
井水ポンプ	□					
5 空気圧縮機						
計装用空気圧縮機A	○			○		
計装用空気圧縮機B	○					4年目は本機のみ修繕
計装用空気除湿器		○				
6 ダイアフラムポンプ						全台の整備は計画せず、本機のみ計画
アルカリ注入ポンプA		□				
アルカリ注入ポンプB						
次亜塩素酸ソーダ注入ポンプA		□				
次亜塩素酸ソーダ注入ポンプB						
酸注入ポンプA		□				
酸注入ポンプB						
7 脱臭設備						
脱臭ファン		○				
酸・アルカリ次亜吸着塔						
酸循環ポンプ	○					
アルカリ循環ポンプ	○					
排水ポンプ						
8 し渣搬出装置						
し渣ホッパー						
し渣移送コンベア						
9 薬品貯槽						
次亜塩素酸ソーダ貯槽						
苛性ソーダ貯槽						
酸貯槽						
凝集剤貯槽						
10 建屋建築設備						
オーバースライダー		○		○		事後保全で対応
し渣ホッパー室シャッター						
旧脱水機室シャッター						
沈砂装置室シャッター						
受入室連絡用シャッター						
ルーフファン(小1台)						
ルーフファン(大3台)						
トラックスケール	○					
開口部蓋・マンホール蓋交換						
下水放流関係水槽の清掃						
空調設備(中央監視室)						
11 配管設備						
給水配管補修						

注記) ○:定期点検整備、□:新規更新、△:修繕・改造、その他

衛生センター長期維持補修計画 I

水処理棟設備機器（1／3）

機器・設備名称	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	備考
	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	
1 堅型ポンプ						
生し尿除砂槽攪拌ポンプ		○		○		
生し尿受入槽攪拌ポンプ		○		○		
中継槽攪拌ポンプA		○		○		
中継槽攪拌ポンプB		○		○		
浄化槽汚泥除砂槽攪拌ポンプ		○		○		
浄化槽汚泥受入槽攪拌ポンプ		○		○		
2 遠心ポンプ						
砂ろ過塔供給ポンプA		○				
砂ろ過塔供給ポンプB						
活性炭吸着塔供給ポンプA		○				
活性炭吸着塔供給ポンプB						
逆洗排水移送ポンプA						
逆洗排水移送ポンプB		○				
活性炭逆洗ポンプA						
活性炭逆洗ポンプB		○				
放流ポンプA		○				
放流ポンプB						
雨水放流ポンプ		○				
冷却水循環ポンプA						
冷却水循環ポンプB		○				
シール水供給ポンプA		□				
シール水供給ポンプB		□				
3 一軸ねじポンプ						
し尿投入ポンプA	○			○		
し尿投入ポンプB	○					4年目は本機のみ修繕
浄化槽汚泥投入ポンプA	○			○		
浄化槽汚泥投入ポンプB	○					4年目は本機のみ修繕
汚泥返送ポンプA			○			
汚泥返送ポンプB						3年目は本機のみ修繕
浮上分離槽供給ポンプA			○			
浮上分離槽供給ポンプB						3年目は本機のみ修繕
凝集汚泥引抜ポンプA	○					
凝集汚泥引抜ポンプB	○					
分離汚泥移送ポンプA			○			
分離汚泥移送ポンプB	○					
浮上促進剤供給ポンプA			○			
浮上促進剤供給ポンプB						
雑排水移送ポンプA			○			
雑排水移送ポンプB			○			
濃縮汚泥移送ポンプA						
濃縮汚泥移送ポンプB						
給泥ポンプA	○					
給泥ポンプB			○			
給泥ポンプC						予備機は事後保全
脱水汚泥ポンプA			○			
脱水汚泥ポンプB			○			
脱水剤供給ポンプA	○					
脱水剤供給ポンプB	○					
脱水剤供給ポンプC						
4 スラリーポンプ						
し尿圧送ポンプA		○		○		
し尿圧送ポンプB		○				4年目は本機のみ修繕
調整槽攪拌ポンプA		○		○		
調整槽攪拌ポンプB		○				4年目は本機のみ修繕
脱気槽攪拌ポンプA		○		○		
脱気槽攪拌ポンプB		○				4年目は本機のみ修繕
加圧水循環ポンプA		○		○		
加圧水循環ポンプB		○		○		

注記) ○: 定期点検整備、□: 新規更新、△: 修繕・改造、その他

衛生センター長期維持補修計画 I

水処理棟設備機器（2／3）

機器・設備名称	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	備考
	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	
5 水中ポンプ						
場内排水ポンプA	□					
場内排水ポンプB						
場内排水ポンプC	□					
場内排水ポンプD						
6 ブロワ						
曝気ブロワA		○				
曝気ブロワB		○				
曝気ブロワC						
活性炭逆洗ブロワA		○				
活性炭逆洗ブロワB						
7 空気圧縮機						
計装用空気圧縮機A		○		○		
計装用空気圧縮機B		○				4年目は本機のみ修繕
曝気用空気圧縮機A	○			○		
曝気用空気圧縮機C	○					4年目は本機のみ修繕
8 ダイアフラムポンプ						
凝集剤注入ポンプA(混和槽)			□			
凝集剤注入ポンプB(混和槽)						
苛性ソーダ注入ポンプA(凝集槽)			□			
苛性ソーダ注入ポンプB(凝集槽)						
苛性ソーダ注入ポンプC(凝集槽)			□			
凝集助剤注入ポンプA			□			
凝集助剤注入ポンプB						
消泡剤供給ポンプA						現在、未使用
消泡剤供給ポンプB						
消毒剤注入ポンプA(接触槽)			□			
消毒剤注入ポンプB(接触槽)						
アルカリ注入ポンプA(脱臭)			□			
アルカリ注入ポンプB(脱臭)						
次亜塩注入ポンプA(脱臭)			□			
次亜塩注入ポンプB(脱臭)						
酸注入ポンプA(脱臭)						
酸注入ポンプB(脱臭)						
滅菌剤注入ポンプ						
9 水処理装置						
加圧曝気槽A						
加圧曝気槽B						
軸流ポンプA(加圧曝気槽)	○					
軸流ポンプB(加圧曝気槽)	○					
空気溶解機		○				
砂ろ過塔			○			
活性炭吸着塔A	○	○	○	○	○	
活性炭吸着塔B	○	○	○	○	○	
熱交換器						
冷却塔	○					
10 汚泥脱水装置						
汚泥脱水機A(遠心脱水機A)	○		○		○	最終年度は回転体の工場整備は不要
汚泥脱水機B(遠心脱水機B)		○		○		
11 攪拌機						
脱気槽攪拌機			○			
混和槽攪拌機						
凝集槽攪拌機						
12 集泥装置						
分離槽集泥装置						
浮上分離槽集泥装置(減速機)		○				
浮上分離槽集泥装置(ローラー)						
凝集沈殿槽集泥装置						

注記) ○:定期点検整備、□:新規更新、△:修繕・改造、その他

衛生センター長期維持補修計画 I

水処理棟設備機器（3／3）

機器・設備名称	1年目 令和 8年度	2年目 令和 9年度	3年目 令和 10年度	4年目 令和 11年度	5年目 令和 12年度	備考
13 高分子凝集剤溶解装置						
浮上分離用連続溶解装置	○					
浮上分離用連続溶解装置攪拌機	□					
凝集剤注入装置						
凝集剤注入装置攪拌機						
脱水剤用溶解装置	○					
脱水剤用溶解装置攪拌機	□					
14 脱臭設備						
高中濃度脱臭ファン			○			
低濃度脱臭ファン			○			
薬液洗浄装置						
酸循環ポンプA						撤去済
酸循環ポンプB						撤去済
アルカリ循環ポンプA	○					
アルカリ循環ポンプB	○					
中和液排水ポンプ	□					
脱臭用活性炭吸着塔						
15 脱水汚泥搬出装置						
脱水汚泥ホッパ			○			
脱水汚泥移送コンベヤ			○			
16 薬品貯槽						
酸貯槽(硫酸)						
凝集剤貯槽(硫酸バンド)						
アルカリ貯槽(苛性ソーダ)						
次亜塩素酸ソーダ貯槽						
17 給水装置						
プロセス用水供給装置						
生活用水供給(装置)ポンプ	□					
18 配管設備						
曝気空気配管更新						事後保全
臭気ダクト改造						
吸着塔出口臭気ダクト補修						
19 計装・電気設備						
受電設備 機器・ケーブル更新						事後保全
非常用発電装置						
バッテリー交換						
制御システム(監視用パソコン)						
活性炭吸着塔制御盤						
脱臭設備制御盤						
加圧曝気槽自動弁						
20 建屋建築設備						
クレーンA(75kL・500kg)						事後保全
クレーンB(75kL・1t)						
1階搬入口シャッター						
2階搬入口シャッター						
2階脱臭/脱水機室シャッター						
1階焼却炉室シャッター						
1階汚泥/し 渣出し室シャッター						
ルーフファン(4台)						
ブロワ室吸排気ファン						
電気室吸気ファン						
空調設備(中央監視室)						
空調設備(休憩室)						
開口部蓋・マンホール蓋交換						

注記) ○: 定期点検整備、□: 新規更新、△: 修繕・改造、その他

衛生センター長期維持補修計画 I

管理棟設備・その他

機器・設備名称	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	備考
	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	
1 分析室						事後保全
分析室ドラフトチャンバー更新						
2 屋外						
汚泥搬出用ロールアーム車対策						
道路のアスファルト舗装補修						
鯉池の水漏れ対策						

注記) ○: 定期点検整備、□: 新規更新、△: 修繕・改造、その他

衛生センター長期維持補修計画 I

修繕対象水槽一覧

機器・設備名称	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	備考
	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	
受入・貯留棟						
1. し尿沈砂槽						現行防食のまま最終年度まで使用継続
2. 浄化槽汚泥沈砂槽						
3. 生し尿受入槽						
4. 浄化槽汚泥受入槽						
5. 生し尿貯留槽						
6. 浄化槽汚泥貯留槽						
7. 雑排水槽						
8. 下水道放流し尿貯留槽						
9. 希釈混合槽						
10. 受水槽						
水処理棟						
1. 生し尿除砂槽						現行防食のまま最終年度まで使用継続
2. 浄化槽汚泥除砂槽						
3. 生し尿受入槽						
4. 浄化槽汚泥受入						
5. 中継槽						
6. 前曝気槽						
7. 分離槽						
8. 調整槽						
9. 脱気槽						
10. 浮上分離槽						
11. 汚泥受槽						
12. 混和槽						
13. 凝集槽						
14. 凝集沈殿槽						
15. ろ過原水槽						
16. ろ過処理水槽						
17. 活性炭吸着処理水槽						
18. 逆洗排水槽						
19. 接触槽						
20. 汚泥濃縮槽						
21. 汚泥貯留槽						
22. 雑排水槽						
23. 受水槽						
24. 放流槽						

注記)○:定期点検整備、□:新規更新、△:修繕・改造、その他

【別紙 4】

衛生センター長期維持補修計画 II
個別仕様書一覧表

番号	施設名	業務名	数量	予定施工年度		個別仕様書
				年目	年度	
1	受入・貯留棟	トラックスケール 操作ポスト整備	1 基	1	令和 8 年度	No. 1
2	水処理棟	軸流ポンプ点検整備	2 台	1	令和 8 年度	No. 2
3	水処理棟	空気溶解機点検整備	1 台	2	令和 9 年度	No. 3
4	水処理棟	砂ろ過塔点検整備	1 基	3	令和 10 年度	No. 4

※ 上記の各業務については別冊の個別仕様書に基づき実施すること。

【別紙5】

提出書類リスト

番号	提出書類	提出時期	備考
1	業務実施体制表	本業務開始前	
2	運転管理計画	本業務開始前	
3	運転管理マニュアル	本業務開始前	
4	運転管理記録	適宜	運転日報、月報、年報等
5	維持管理計画	本業務開始前	保守点検計画及び定期修繕計画を含む。
7	維持管理マニュアル	本業務開始前	運転管理マニュアルに含めてもよい。
8	定期修繕報告書	定期修繕実施時	
9	点検、検査計画書	本業務開始前	
10	法定点検・検査報告書	法定点検・ 検査実施時	
11	調達計画	本業務開始前	
12	管理報告書	適宜	
13	安全衛生管理体制	本業務開始前	
14	維持管理記録	適宜	
15	清掃計画	本業務開始前	
16	植栽管理に関する要領書	本業務開始前	
17	施設警備・防犯体制	本業務開始前	
18	防災管理体制表	本業務開始前	
19	緊急対応マニュアル	本業務開始前	
20	事故対応マニュアル	本業務開始前	
21	事故等の運転記録	適宜	
22	セルフモニタリング結果	毎月	
23	セルフモニタリング実施計画書	本業務開始前	